

平成20年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成20年第2回臨時会

(5月29日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第26号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	3
閉会の宣告	8

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		5.29
1	貝 沼 宏 幸	
2	堀 内 哲 夫	
3	高 橋 成 和	
4	大 内 兆 春	
5	川 上 三 男	
6	小 林 繁	
7	横 溝 一 成	
8	柳 川 暉 雄	
9	森 国 三	
10	椿 原 満 春	

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 臨
		5.29
町 長	加賀谷 政 清	
副 町 長	貝 田 喜 雄	
教 育 長	勝 又 寛	
教 育 委 員 長	大 西 よし子	
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	
監 査 事 務 局 長	渡 辺 修 一	
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一	
企 画 産 業 課 長	林 智 明	
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫	
町 民 生 活 課 長	高 橋 良	×
建 設 水 道 課 長	高 木 則 和	
出 納 室 長	小 林 均	
消 防 長	川 下 清	
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝	
町 民 生 活 課 課 税 係 長	田 中 敏 美	
建 設 水 道 課 主 幹	清 野 勝 吉	
町 民 保 養 施 設 長	前 田 厚	

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 臨
		5.29
事 務 局 長	渡 辺 修 一	
書 記	三 上 美知子	

平成 2 0 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 2 9 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 2 1 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
5 月 2 9 日 1 日間
- 第 3 議案第 2 6 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

9 番 森 国 三 1 0 番 椿 原 満 春

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は10名です。

理事者側につきましては、高橋町民生活課長が病気入院中のため欠席しており、田中課税係長が出席しております。

定足数に達しておりますので、平成20年第 2 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、9番、森議員、10番、椿原議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

議案第 26 号

○議長（貝沼宏幸） 日程第 3、議案第 26 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第 26 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 20 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、上砂川町税条例等の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第 26 号について内容のご説明をいたします。お手元に配付しております資料ナンバー 1、上砂川町税条例改正の概要をご参照いただきたいと思います。

このたびの条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税について寄附金控除の拡充、上場株式の配当及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直しを図るとともに、公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、固定資産税の新築住宅軽減制度の延長並びに後期高齢者医療制度の導入に伴う国民健康保険税の改正を行うものであります。

2 番の改正の趣旨でございます。（1）町民税の につきましては、納期後に納入する税金または納入金に係る延滞金の規定に個人町民税と国民健康保険税の年金からの特別徴収を加えるものであります。

につきましては、収益事業を行わない社団等の法人均等割を非課税とするというものでございます。

は、法人町民税均等割区分表に資本金の額が明確でない社団等の法人を 1 号法人として規定し、2 号法人以下を資本金の少ない順に並べかえるものでございます。

は、ふるさと納税制度の創設による寄附金控除の規定を追加するものであります。自分が生まれ育ったふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の意見を踏まえ、検討されたものでございまして、現行の地方公共団体に対する寄附金税制を拡充するものでございます。その内容につきましては、

寄附金控除の対象額を最低10万円以上だったものを5,000円に引き下げ、その限度額につきましては総所得の25%から30%に引き上げるものでございます。控除の方法も現行の所得控除方式から軽減割合を高めることができる税額控除方式にするものでございまして、翌年度の住民税から控除されるという内容のものでございます。言いかえますと、5,000円以上の寄附をした場合、寄附金額から5,000円を差し引いた残りについて最大給与所得の30%まで税額控除されるという内容のものでございます。

につきましては、個人住民税の特別徴収に係るものでございまして、高齢化社会の進展に伴い公的年金受給者が増加したことを背景にいたしまして、年金受給者の納税の利便性と徴収事務の効率化を図る観点から、平成21年10月から65歳以上の公的年金受給者から個人住民税を特別徴収するものでございます。なお、老齢基礎年金等の年金収入額が18万円以下の者、特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える者、当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市町村に住所を有しない者等については特別徴収はできないというふうにされているものでございます。

は、住宅借入金等に係る特別控除の関係でございます。税源移譲によりほとんどの納税義務者が所得税が減少し、個人住民税が増加するというところになってございますが、その結果、税源移譲前の税率で算出した所得税額であれば控除できた住宅ローン控除額が税源移譲後の所得税で控除し切れなくなるケースが発生してきたということでございまして、その額を個人住民税から控除する制度が設けられたところでございます。この制度の適用を受けるためには、3月15日までの申告が必要になってきているところでございますが、期限までに申告しない場合であって納税通知書が送達された後でも申告書が出せるというふうにし、住宅ローン特別控除を適用するものでございます。

につきましては、肉用牛を一定の条件で売却した場合の事業所得について所得税と個人住民税所得割の免除規定を3年間延長するというところでございます。

につきましては、上場株式の配当所得があった場合の個人住民税につきまして1.8%の軽減税率の適用を廃止するというところで、本来の3%の本則課税に戻すということでございます。なお、特例措置として、平成22年12月31日までに受けるべき配当割の税率については軽減税率を適用するという内容のものでございます。

につきましては、上場株式の譲渡所得があった場合の個人住民税についてもただいまご説明いたしました配当所得と同様に軽減税率が廃止されるものでございます。

次に、(2)の固定資産税についての改正でございます。は、省エネ改修工事ということでございまして、窓の二重サッシ化、複層ガラス化、またはそれらとあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事等を平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行った住宅に係る固定資産税について3分の1の減額を受けるための申告の手続を整備するものでございます。

は、新築住宅に係る特例措置の関係でございまして、2つの改正がなされるものであります。1つには、新築住宅において主要構造部分の耐久性、地震に対する安全性、一定のバリアフリー性能、省エネ性能等を備えている住宅については新築から5年間固定資産税を2分の1減額するものでございます。もう一つは、既存制度の新築住宅に係る3年間の固定資産税の減額制度の延長でございます。これは、新築された住宅の固定資産税を2分の1減額する制度でございまして、平成22年3月31日までに新築した住宅について適用すると。期間の延長でございます。

次に、(3)の国民健康保険税についての改正でございますが、別紙資料の2をごらんいただきたいと思います。1番の改正の理由でございますが、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国保被保険

者が後期高齢者支援金を負担することになったところでございます。この財源を確保するために国保税率の引き上げ、改正を行うということでございます。後期高齢者医療制度の財源の内訳につきましては、後期高齢者医療保険の被保険者が保険料として10%、そして各健康保険の被保険者が支援金として40%、国、道、市町村が50%となっておりまして、この支援金の40%を確保するためのものでございます。なお、公費負担50%のうち市町の負担ということで、本町では8.5%で5,572万円の負担をするという制度の仕組みになっているということでございます。

2番目の改正の骨子でございますが、といたしまして現行の国民保険税の医療分、介護分に新たに後期高齢者支援金の税率を追加するものでございます。

のとおり、国保税で徴収しなければならない金額につきましては3,166万6,000円となるものでございます。

は、賦課区分でございます。これにつきましては、介護保険分と同様に所得割、均等割、平等割の3区分といたしまして、資産割につきましては除外をしてみたいというふうを考えるものでございます。

につきましては、賦課限度額でございますが、医療給付分につきましては現行の56万円を9万円減の47万円とし、後期高齢者支援金を新設して12万円とし、介護保険分は据え置き9万円として、合計で現行65万円の限度額を3万円増の68万円とするものでございます。

につきましては、後期高齢者医療保険者と単身の国保被保険者が同じ世帯のものを特定同一世帯というふうにして呼ぶわけでございますが、この世帯に対しまして7割、5割、2割軽減をさらに平等割を2分の1に減額するものでございまして、5年間の経過措置が講じられるということでございます。

は、後期高齢者支援金の税率設定の試案でございます。現行の医療給付分と介護保険分につきましては、据え置くものといたしまして、新たに必要となります3,166万6,000円の後期高齢者支援金について3つの案を考えたものでございます。

試案の1でございます。その所要額3,166万6,000円全額を税で負担した場合どうなるかということでございまして、所得割で4.3%、均等割で9,500円、平等割で6,600円となりまして、その引き上げ率は30.81%になるというものでございます。

試案の2につきましては、後期高齢者支援金所要額の2分の1程度を税で負担した場合はどうなるかという考え方でございます。所得割で2.15%、均等割4,700円、平等割3,000円ということでございまして、この場合の税収見込みは1,598万7,000円となりまして、その引き上げ率につきましては15.56%になるというものでございます。しかしながら、町負担額が不足の額の欄に記載のとおり、1,567万9,000円となるものでございます。

試案の3につきましては、後期高齢者支援金の所要額の今度は3分の1程度を税で負担した場合にどうなるかということとあわせて、近隣市町と比較しながら税率が突出しないような調整をした場合ということで試案したものでございます。所得割で1.05%、均等割3,000円、平等割2,000円で、税収見込額は880万8,000円となりまして、その引き上げ率につきましては8.57%となるということでございます。実際の負担割合は、支援金所要額の3分の1でございますから、本来33%でございますが、27.8%ということでございまして、3分の1ではなく限りなく4分の1に近いというような状況での試案でございます。この場合でございますと、町負担額が2,285万8,000円となりますが、住民の皆さんの負担軽減を図るべく、町といたしましては試案の3番にて税率改正を進めてまいりたいというふうにお

りますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、であります。近隣市町との税率改正状況の比較でございます。資料の2の1をごらんいただきたいと思っております。近隣6市町の改正見込みにつきまして記載しております。一番下、下段でございますが、当町のただいまお話し申し上げました試案3を載せてございます。改正後の税率の所得割が全部医療費等も含めて合計で14.9%と高くなるものでございますが、これにつきましては当町の被保険者の所得が低いという事情によるものでございまして、どうしても所得割を高く設定しなければならないということでございます。結果といたしましては、砂川市に近い引き上げ内容になっているというものでございます。

につきましては、国保税額の比較でございます。資料2の2をごらんいただきたいと思っております。1、2ページは収入と世帯別による現行と改正案の保険税額の比較をまとめたものでございます。改正案3で見た場合でございますが、その引き上げ率は先ほどお話し申し上げましたとおり平均では8.57ということでございますが、低いもので1ページの2の単身の給与収入300万円の世帯で7.6%の引き上げになると、高いものでは1の夫婦世帯で年金収入120万円の世帯で10.5%になるというような数字が出てまいるところでございますが、収入額や世帯構成により差が生じてくるということでございます。

3ページは、試案3で計算いたしました特定同一世帯となる夫婦のケースで、のほうはだんなさんが後期高齢者となり、奥さんが国保に残った場合ということの想定でございまして、のほうはその逆の場合ということだんなさんが国保に残って……この結果からだんなさんが国保に残った場合のほう負担が少し大きくなるというような傾向が見られるものでございます。

3番の国保条例の主な改正内容でございますが、1番、2番、3番、ただいまご説明申し上げた内容のとおりでございます。

の年金からの特別徴収が実施されるということございまして、平成20年度は10月からの実施となります。平成21年度は、4月からの年金支給月から実施となるものでございます。特別徴収の対象者は、国保の被保険者全員が65歳以上74歳未満の者で構成される世帯であること、年金の年額が18万円以上である者、国保税額と介護保険料の合計額が年金の年間支給額の2分の1以下の者というふうに定義されているところでございます。

の納期の改正でございます。国保税の普通徴収の納付につきましては、現行は7月、8月、10月、11月、12月、2月の6回というふうになってございます。このたびは11月を9月に変更いたしまして、7月、8月、9月、10月、12月、2月とし、新たに特別徴収の納期を設け、その納期につきましては年金支給月の偶数月に設定をすると、6回ということでございます。なお、平成20年度の特別徴収の納期につきましては、特別徴収の実施が10月からと先ほどご説明申し上げましたとおりでございまして、7月、8月、9月につきましては普通徴収となるものでございます。また、後期高齢者医療保険の普通徴収の納期も国保の普通徴収の納期に合わせて改正することとなるものでございます。

条例の施行日につきましては、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものでございまして、住民税関係の特別徴収にありましては平成21年4月1日から適用するものでございます。

なお、関係予算につきましては、医療費の現年度の動向等を見きわめつつ、後日総体的な精査を含めて補正予算計上させていただきたいというふうに考えるものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成20年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 森 国 三

署 名 議 員 椿 原 満 春